

◎市長（角光雄君） ただいまの小川議員の御質問にお答えいたします。

私に対する質問は限られておりまして、2つの質問がございます。

初めに、市内商店街活性化策についての御質問でありました。

市といたしましては、議員御提言のように市主体の中心市街地活性化基本計画ではなくして、商店街が作成する商店街活性化事業計画での振興策を考えておるところでございます。

この件につきましては、これまで松任、美川、鶴来地域の各商店街の皆さんと商工会議所や商工会の方々を対象とする研修会を3回開催し、外部の専門家のアドバイスを得ながら、各商店街の現状の把握と課題の整理、分析を進めているところであります。

また、これと並行して地域別の研究会も随時開催し、計画策定に向けての基礎資料を収集しているところでございます。

さらに、商工会議所、商工会とは商店街活性化事業計画についての意見交換をし、計画づくりに向けての研究を続けているところであります。

せんだっても、鶴来商工会の皆さんが市長室へ来られまして、それぞれの商店街の中で駅の設置をしたいと、だから行政としてどう支援いただくかと、このような話もございました。私は、それぞれの商店街の皆さんが、個々の商店で、そうした駅を利用して客を迎えたと、また客が利用すると、そういうことを発想されるということはすばらしいことだと思います。

私が何回か足を運んだ滋賀県の長浜の商店街は、皆そうなんです。それぞれの商店の皆さんは、客が買い物するしないは別として、それぞれのお客を迎え、そして商店街が販売しているいろいろな品物を細かく説明して、そしてお帰りは「どうぞお元気で、また来てください」というような接待をいたしておりました。その姿を見て、私も何とか、まだ合併前でありましたけれども、松任の商店街もこのような形になればいいなというふうに思いました。

今、どのような活動をされるか、私は知りませんが、当時何回か私が足を運んで、長浜の商店街のその姿を見てまいりました。恐らく当時、この本会議場の一般質問の中で、私はそのことを申し上げたことを今も忘れません。

そういうような一つ一つの商店がやはり積極的に客を迎え、接待する、そういう姿勢がまず一番大切です。そこからやはり商店街全体がどのような形でやるか、そういう面ではせんだって来られた鶴来の商店街の皆さんのその意気につきましては、私は大賛成であり、やはりそういう姿こそ、今求められる、必要なことだと、そういうふうに感じたわけでございます。

これらの中で、松任地域では地域商店街活性化法に基づく計画策定に向けて、専門家から計画の概要や実例などを学ぶこととし、より詳細に研究を深めることとなっております。

松任商店街も私が申し上げましたときに、やはり長浜のほうへも恐らく商工会、商店街の若い人たちが訪ねて行かれたと、私は思っております。

また、美川、鶴来地域につきましても、同様に研究を深めることといたしております、市としては各地域の計画が策定されるように、必要な支援、指導を今後とも行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、地域商店街に係る部署間での横断的な庁内プロジェクトチームの設置につきましては、これらの計画策定の進捗状況を見据えながら、設置時期を見きわめてまいりたいと考えております。

また、地元主導による協議機関につきましては、地域住民のニーズを的確にとらえ、これに対応した取り組みを行うことが必要となることから、現在の研究会を核として広く意見を求めてまいりたいと考えておるところでありまして、今後ともこうしたことについては行政も積極的に支援をし、参加もしていきたいというふうに思っているところであります。

次に、災害時の要援護者の支援プランの策定スケジュール及び行動計画の概要についての御質問がございました。

支援プランとは、災害発生時において災害時要援護者をだれがどこへどのように避難させるか、個々具体的に要援護者ごとについてあらかじめ定めるものであります。

行動計画は、避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等からなり、本市においても今後、防災部局と福祉部局が連携をいたしまして、町内会や民生委員等の力強い御協力をいただきながら、速やかに策定していきたいと考えております。

次に、福祉避難所の指定についての御質問がありましたが、災害時において避難した方の中で高齢者や障害者など、特別な配慮を要する方にとっては、このような避難所での生活は健康面、精神面で大きな影響を与えることとなります。

このような場合、これらの方に対して特別な配慮、つまりバリアフリー化や相談する介助員等を配置した避難所を福祉避難所として市が指定することが必要であると考えます。

本市では、これまで地域防災計画において、災害時要援護者の避難生活に著しく障害になっている場合は、適切な二次的避難所をあっせんし、移転するなどの措置を講ずることとしておりましたが、今後は公共の福祉施設や社会福祉法人等に協力を求めまして、福祉避難所の指定を進めてまいりたいというふうに思っております、小川議員のおっしゃるとおり、こうしたいわゆる福祉避難所というのは単にどこでもできませんので、やはり先ほど申しましたようなことを充実しながら、何とかひとつ指定をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

平成22年 9月 定例会（第3回） - 09月08日 - 02号 - P.59

◎副市長（北田愼一君） 小川議員の災害時における要援護者対策について、福祉関係部局と防災関係部局の連携強化についての御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、本市は霊峰白山から日本海へと広大な区域を有することから、地震、台風及び、近年全国各地で発生を見ているゲリラ豪雨等により、風水害、土砂災害、津波など、さまざまな自然災害が想定されます。

これまで、災害時における要援護者対策につきましては、個別の事案ごとに消防本部や防災担当課が福祉部門と連携し、対応してきたところであります。今後は、御質問のとおり、関係部局による検討委員会を設け、災害時の要援護者対策について、より連携強化を図ることができるよう、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

平成22年 9月 定例会（第3回） - 09月08日 - 02号 - P.59

◎副市長（魚直樹君） 小川議員の災害時要援護者の範囲についての御質問についてお答えいたします。

本市の地域防災計画におきましては、災害発生時に必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である方、いわゆる先ほど小川議員がおっしゃった自助・共助・公助から申しますと、自助が困難であると、そういった方として一般的には高齢者、障害者、病人、乳幼児、妊婦、そして外国人などが災害時要援護者、一般的にはいわゆる災害弱者とも呼ばれておりますが、災害時要援護者と位置づけております。

このほかにも、災害発生時にけがをされた方なども含め、避難する際に隣近所の方や町内会などの支援が必要な方を総称して災害時要援護者ということとしているわけですが、特にひとり暮らしのお年寄りや高齢者のみの世帯の方、また重い障害をお持ちの方などにつきましては、災害時にはまず最優先の支援を行うことが必要であるというふうに認識いたしております。

以上でございます。